

9月

お知らせ版

発行所 春日町役場
電話 1131

七〇歳以上の

「老人医療費」の助成実施

・医療助成金の趣旨

春日町は、町内に住む七〇歳以上の老人の方を対象にその健康の向上と福祉の増進を図ることを目的として、本年八月一日から医療費(本人負担分)を助成することになりました。

・医療助成費の受給資格

老人医療費の助成を受けることができる人は、春日町の住民基本台帳に登録され、一年以上町内に居住している七〇歳以上の老人の方(国民健康保険の被保険者または社会保険の被扶養者)です。なお、生活保護を受けている人は除かれます。

受給資格のある人は、老人医療助成費受給資格証を役場保険課または東支所に提出してください。届の用紙は役場保険課、東支所に用意しています。

・医療助成費の額

病院、診療所、薬局など(以下「医療機関」という)で、保険証を使って診療、調剤などを受けた場合に、本人の負担する額(国民健康保険の被保険者は三割、社会保険の被扶養者は五割、保険外の診療分は含まれない)を医療助成費として支給します。

なお、医療機関などで支払った額に対し、勤務先などから払い戻し(附加給付、返還金など)がある場合は、この額に相当する額を差引きます。

医療助成費の申請手続、医療機関などで、保険診療、調剤などを受けた場合は、できるだけ早く(三ヵ月以内)一月ごとに助成費支給申請書に医療機関の領収書ももらい、役場保

人口動態 (7月末)

人口	43,846人
口男女	22,313人
入出生	21,533人
死亡	698人
前月比	547人
前月比	95人
前月比	11人
前月比	235人
前月比	13,644

険課または東支所に申請してください。

助成費支給申請書は、役場、東支所、北出張所(塚ヶ丘公民館)などに用意してあります。

・医療助成費の支給

医療助成費は、金融機関への振込または役場での窓口払いのどちらかで支給します。

金融機関は、春日町農協本店、先町支店、日之出支店、福岡銀行春日原支店、西日本相互銀行春日原支店、筑紫信用組合です。できるだけ、これらの金融機関への振込方式で受給できるように、本人の口座を設けられるよう協力をお願いします。

なお、くわしいことは係におたずねください。
電話 五八局 一一三二番
(保険課)

自然断水解消

増設工事完了

春日町で地形的に最も高台にある春日台周辺地区および白水仙地周辺の住民の皆さんには

昨年より引き続き今年夏期ピーク時の自然断水により大変迷惑をおかけしましたが、水圧をあげるための配水管の増設工事や加圧ポンプ設備工事がこのほど完了しました。

春日台周辺地区の自然断水は、既設配水管が小さくまた管末であるため、水圧が低下し、簡用に対処できず、生じたものです。

この増設工事は第三次拡張工事の第一号として総工費一千二〇万円で既設七五ミリ管を三〇〇ミリ管に大きくするものです。この増設工事が完了により同地区の自然断水は解消されることになりました。

また、配水塔と同じ高位置のため水圧が低かった上白水仙、白水仙団地においては、水圧を上げる加圧ポンプの設置工事も

配水管増設工事と同時に完了しました。

なお、工事期間中は道路通行規制等の不便にもかかわらず工事始末に協力の皆さんのおかげで工事を完了しましたことをお礼申し上げます。
(水課)

福岡銀行

春日原支店も

自動振替のご利用を

従来の自動振替取扱金融機関にあられたに福岡銀行春日原支店を増設しましたので、ご利用ください。



お知らせ版

「住民と語る夕べ」の開催について

開催について

今月の「住民と語る夕べ」の日曜は次のとおりです。皆さん達の希望や春日町は、九月の日程

日 時	対象区	場 所
九月三日	昇 町	昇 町 公 民 館
九月七日	下 白 水	下 白 水 公 民 館
九月一〇日	東 勢 水	勢 永 幼 稚 園
九月一四日	天 の 端	勢 永 幼 稚 園
九月一七日	上 白 水	上 白 水 公 民 館
九月二一日	春 日	春 日 公 民 館
九月二八日	若 葉 台	若 葉 台 公 民 館

時間 いずれの会場も午後七時半から九時半までです。

要望があった

事後処理について

住民皆さんの要望はできるだけ早く処理するようにしています。皆さんがたから出された要望で解決できた事実を掲載します。

質問

地区公民館を予約後、老人の日表形式などの催しに利用してください。

回答

各種予約後について従来まで、各地区の公民館を利用していましたが、各地で予約後による事故が発生し、問題になっていたので、医師会と話し合いの結果、これらの事故を未然に防ぐため、じゃう分管理のできる小学校を会場として実施するようになりましたので、協力してください。

老人の日表形式などの催しに

ついでの利用はできる限り、地区公民館を利用するように検討します。

質問

深夜にゴミを収集にくるの

回答

地区の清掃業者に対し、午前

五時頃からゴミの収集作業を始めるよう指示し、了承を得た。

なお、不燃物置き場に一般ゴミも

混合して置いてある場合がある

ので、じゅう分注意してください。

野犬の捕獲強化、東支所一野

犬一頭、毒えさ配付による捕獲

などを検討してください。

野犬の捕獲については保健所

に連絡し、できるだけ努力される

よう要望した。東支所の「野

犬一頭」設置については、犬の鳴

声による周囲の苦情が考えられる

ので、これら対策もあわせて検討

しています。

毒えさ配付による犬の捕獲は

秋ごろに計画しています。

し、道路の効率を高める。又、側溝の地元負担金についても解消の方向にもっていきます。

質問

町外または当該区以外の方が

所有している土地の管理がじゅう

分でないため、雑草がおい繁

り、防災上、また衛生上好ましくない

ので管理、指導を町で実施

してください。

現在町で「草刈り条例」を検討

していますので、九月議会か

二月議会に提案したいと考えて

おります。この内容は地主に

対し、草刈りを義務づけ、もし

地主ができない場合は町が地主

に代って草を刈り、費用を地主

から徴収するというものです。

春日/白木原線(春日原/強

府間)、南町第七支線、都市計

画一二六号線(春日原小学校西

側/春日/白木原線)は道

路職員が狭まいるのに大乗車の通

を公安委員会に申請してありますので、近日中に実施することになります。なお、大型車の車輛通行制限は八月一日から実施しております。

質問

春日/白木原線については道

路職員が六ヶあり、大型車輛の

通行制限は現時点では不可能で

はないかと思われます。しかし、

通学路であるため、運転者に注

意を促すため、「通学路」の

標識を設置しています。

南町第七支線については都市

計画一二六号線の規制と都市計

画一二二号線(ベニス橋と同線

路の間)が今年度中に全

面舗装を完了しますので、通行

車輛の減少が予測されますので、

現状でいく考えです。

春日/白木原線(春日原/強

府間)、南町第七支線、都市計

画一二六号線(春日原小学校西

側/春日/白木原線)は道

路職員が狭まいるのに大乗車の通

質問

春日/白木原線(春日原/強

府間)、南町第七支線、都市計

画一二六号線(春日原小学校西

側/春日/白木原線)は道

路職員が狭まいるのに大乗車の通

行が多い。また、この道路は通

学路でもあるので、車種制限な

どの方法を考えてください。

交通規制については公安委員

会に申請してありますので、近日中に実施することになります。なお、大型車の車輛通行制限は八月一日から実施しております。

乳児健康診査の実施について

母子衛生知識の普及、乳児の体位向上と保健を目的としてつぎの要領により昭和四十六年度乳児健康診査を実施します。昭和四十六年七月三十一日までに、遅れなく診査されますよう、生れた乳児。

日時と場所

九月六日	春日西小学校講堂
九月七日	春日東小学校講堂
九月八日	春日北小学校講堂
九月九日	春日原小学校講堂
九月十日	春日小学校講堂

各会場とも午後一時から午後三時まで受付をします。

妊婦の健康

相談について

九月二十二日(水)授産本庁午後一時三十分から午後三時まで



最近、自家用車の増加にともない路上駐車が多くなり、火災などが発生した場合消防車が通行できなくて消火が遅れ、大火災になったこともあります。また駐車している車の隙から子供が飛びだして死亡させる事故が多く起っています。

路上駐車をやめましょう。

今後警察でも路上駐車の手配を重点的に行なう方針ですので路上駐車をしないようにしましょう。

駐車できない場所

・消防用車庫、消防用防火水槽の側面またはこれらの道路に接

する出入口から五メートル以内。
 ・消火栓または消火水槽の取水口もしくは設置穴孔から五メートル以内。
 ・火災報知機から一メートル以内。
 ・駐車する場合に当該車両の右側の道路上に三、五メートル以上余裕がない所。
 ・交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上附近、勾配の急な坂又はトンネル(経路側)

もし歩くことがおっくうになり始めたら注意しましょう。足の片とろえは、あなたのすべてから若さを消してしまいます。

毎月第二日曜日を家族そろって「あるく日」にしましょう。
 (社会教育課)

蛇口パッキングの取替指導と

修理セットの販売について

町民皆さんに簡単な水道修理の知識を高めていただくため、蛇口パッキングの取替指導と修理セットの販売を上記日程により実施します。
 (水道課)

日 表 程

日 時	午前10時～12時	午後1時～3時
9月6日(月)	日の出町集会所	桜ヶ丘公民館
7日(火)	若草アパート前広場	岡本公民館
8日(水)	欽藤公民館	須玖 "
9日(木)	大和町 "	宝町 "
10日(金)	光町 "	千歳町 "
13日(月)	春日原南 "	春日原 "
14日(火)	紅葉丘公民館	若葉台公民館
15日(水)	藤府 "	春日公民館
21日(火)	上白水 "	下白水 "
22日(水)	昇町 "	勢水団地南口バス停横
23日(木)	小倉 "	

あるけ運動の

お知らせ

あなたの健康と体力を守るあるけ運動を、今月はつぎのとおり開催します。

○日 時 九月十二日(第二日)

曜日) 午前七時(雨)

天・第三日曜日)

○目的 春日原西小学校 校

庭

○方 法 自宅から「歩いて」

七時までに目的地に

集合ラジオリレーをし

て解散。

もし歩くことがおっくうにな

り始めたら注意しましょう。

足の片とろえは、あなたのす

べてから若さを消してしまいま

す。

毎月第二日曜日を家族そろっ

て「あるく日」にしましょう。

(社会教育課)

議会報告

改選後初めての第三回定例会

会は今再出席のもとに七月五日開会、十日間の会期で八月十四日に閉会しました。なお、今次議会より演壇を設け質問者は登壇し質問することに切り替えられました。

七月五日

定期の午前十時議長の開会宣言に始まり、会期の決定、会議録署名議員の指名、議長の補選再引続き町長の施政方針演説、提出議案の説明があり、保健医辞退に対する対策について緊急質問が出て協議し散会。

七月六日、七日

常任委員会を開き提出議案ならびに町長の施政方針演説と町政一般についての質疑。一般質問事項について調査検討。

七月八日

常任委員会での調査検討に基づいた事項について質疑。一般質問を活発に行い、議案を各常任委員会に附託し散会。

七月九日、十二日

常任委員会を開き議案ならびに請願事項について審議続

時

七月十三日

午前中連絡会議を開き各常任委員会の審議結果について連絡し、議会内総の調査を促す。午後、議会全員協議会を開き特別委員会設置の是非について協議し、前期に引き続き設置することに決定。

七月十四日

常任委員会と連絡会議を交互に開き議会内部の調査を図り本会議において採決を行う閉会し

た。

提出議案の概要と結果

議案第十九号 昭和四十六年度一般会計予算補正(第一回)について

一億六千三百六十万円の追加で、主なものは老人医療費補助一千三百五十万円、老人いこいの家建設費はか一千二百二十万円、

光町ノ大土居細橋などの土木工事費六千八百五十万円、第六小学校用地取得ならびに整備費三千九百五十万円などで、これに充てられる財源は繰越金五千三百六十六万円、町税三千四百四万円、

地方交付税三千四百〇〇万円、国庫支出金二千四〇〇万円、町債一千五〇〇万円などで原案可決。

議案第二十号、老人医療費の助成に関する条例の制定について

医療費の一部助成を受ける資格、助成の額、申請の方法などを定める条例で原案可決。

議案第二十一号、公民館建設補助金ならびに増改築に対する補助金例の一部を改正する条例の制定について

地区公民館建設時の補助金を建築面積百平方メートルまでは教育委員会が定める建築基準単価の二分の一を補助することに改める条文化改正で原案可決。

議案第二十二号、春日町公営施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

町中央公民館棟に建設された埋蔵文化財収蔵庫と民営資料館を公営施設として加えるもので原案可決。

議案第二十三号、春日町税条例の一部改正について

国民健康保険税の課税別当額を引き上げ、均等割の減額などの一部改正で原案可決。

議案第二十四号 春日町国民年

金印紙売却基金設置条例の一部を改正する条例の制定について

基金の額一〇〇万円を五〇〇万円に増額するもので原案可決。

議案第二十五号、春日町火災予防条例を廃止する条例の制定について

春日町大野町消防組合において別に火災予防条例が制定されたのに伴い廃止されるもので原案可決。

議案第二十六号、工事請負契約

春日北小学校校舎の増築工事をK・K金子組と二千二百六十九円で契約することを承認。

議案第二十七号、町道の認定について

惣閉間地内と鶴谷内の道路三千五百六十九メートルを町道として認定することに承認。

議案第二十八号、大字、字の一部変更について

大土居地区の土地改良事業に伴う大字、字界の変更で変更することに承認。

議案第二十九号、昭和四十五年

度水道事業会計決算の認定について

継続審議とし、厚生委員会に附託。

議案第三十号、専決処分につ

て 記帳簿の廃止に伴う事業費減の予算補正の専決で承認。

議案第三十一号、専決処分につ

いて 地方税法の改正に伴う町税条例の一部改正をする専決で承認。

議案第三十二号、昭和四十六年

度水道事業会計予算補正について

第三次拡張水源地の取得費六千五百八十四万円などの補正で原案可決。

議案第三十三号、春日町高齢者医療費および保健費の助成に関する条例の制定について

八十歳以上の老人に対し医療費および保健費の助成として月額二千円を四月から七月までに限って支給する条例で原案可決。

議案第三十四号、昭和四十六年

度一般会計予算補正(第二回)について

参議院議員選挙時の費用など県支出金三十一万三千円の追加補正で原案可決。

議案第三十五号、基地対策特別

委員会の設置ならびに同委員の選任について

長 補水河次郎 副 三好辰

- 五部 松尾 守康 白水清華
天野 敏雄 竹林久雄
内田 武
- 議事第三十六号、新幹線車両基地対策特別委員会の設置ならびに同委員の選任について
長 喜島 延満 副 高田 秀雄
柴田八十郎 藤野 久規
堀本 謙次 堀崎 正行
奥山 大作
- 議事第三十七号、市制対策特別委員会の設置ならびに同委員の選任について
長 本田 義信 副 井上 澄夫
鬼倉 一政 藤 利夫
村山 栄 松尾 守
松村好兵衛
- 買問事項
1、舗装の五カ年計画の実現性について
2、中小企業者に対する融資料率の緩和について
3、印章証明各用の禁止について
4、苦情の受付処理設置について
5、町道敷内の家屋の処置について
6、防犯灯設置数ならびに維持管理費補助の増について
7、老人手当の増額について

8、その他
（公費等を員会図書室に備付し ておられます。自由にご覧ください。）

買物の苦情・相談は

気軽に消費生活相談所に

（毎週水曜日開設）

今月の苦情相談は次のとおり
開催しますので、気軽に直接、
または電話で申し出て下さい。
（経済課）

相談日	時間	場 所
九月二日	午前10時～午後3時	春日町役場(五八一―一三二)
九月九日		春日町商工会(五八一―四〇七)
九月十六日		春日町役場
九月二十三日		春日町商工会
九月三十日		春日町役場

「不用犬のひきとり日」は

毎週 水曜日 午前九時から

午後四時まで

春日町役場本庁へ持参してください。
近隣の方が迷惑されますので他の日にはひきとりません。
（経済課）

消費者相談コーナー

苦情相談

（目 書）

「短くなったクールの着物」
クールの着物を昨年着クリーニングに出し、仕上がったものを受取り、そのまましまった。秋になって着ようと思っただけに、丈が一〇センチ短くちぎられて、着ることができなかつた。
早速クリーニング業者に現物を持って行ったが調べますといふたきり、今日（本年五月）になっても、返事がないので調べしてほしい。

すぐクリーニング業者に連絡しますと、早くおわびに伺うつもりが遅くなって申しわけないとおわびられ、クリーニング方法の間違いで短くなったものなので弁償する旨回答を受けた。その後本人とクリーニング業者の話し合いでクリーニング代金の二十割を弁償することとなり八月初めに支払が完了無事円満に解決した。

担当相談員 船 崎 ヲ マ
堀 内 みどり
（経済課）

水道事業徴収事務委託者の一部変更について

水道事業徴収事務委託者が一部変更になり、八月から次の委託者になりますのでお知らせします。

委託者の見本を求めてください。
徴収地区 委託者
春日原南町（旧）村上英智子
（新）藤山きよ子
（水道課）

「不燃焼物」の取扱について

今まで取扱いにわたり、不燃焼物の取り扱いについてお話ししてきましたが、今だに不燃焼物の取り扱いが混乱になっておりますので、次の点に注意してください。

不燃焼物とはセトモノ類、ビン類(ビールビン以上)、食物類、炭がら類、コンクリート製品などです。これを各区に設置してある不燃焼物費場に出してください。この場合、新聞紙、雑誌類、ダンボール、プラスチック類、ゴミの中には燃えるものがある。ゴミの中に燃えるものがある。燃焼処理が可能になりますので、燃えるゴミも必ず一般のゴミと一緒に出して下さい。

（福祉課）

今月は

- ・国民健康保険税 九月分の納期です。
 - ・国民年金保険料 第二納期です。
- 納税者の皆さん、納期内に納めましょう。

マッチや火薬類は

郵便で送れません

郵便物や郵便にたずさわる職員および他の郵便物の安全を守るため爆発性、発火性のもの、

その他の危険物は法律で禁止が禁じられています。マッチやおもちゃの花火などもこれにあたり、郵便物に入れて送ると没収されることはもちろんのこと、差出人が刑罰に処せられること

もありますので、じゅうぶんに注意してください。

郵便物が禁じられている物品はこの紙、毒薬、劇薬、毒物および生きた動物体、法令で移動または頒布を禁止された物などがあります。

福岡県職員採用(中・初級)の実施について

福岡県ではつぎの要領により、職員採用(中・初級)の試験を実施しますので、希望者は受験してください。

受付期間
九月六日～十月四日

郵送の場合は十月二日までの消印があるものに限り、受け付けます。

受験資格
中級 昭和一七年四月二日から昭和二七年四月一日まで生れた者。
初級 昭和一九年四月二日から昭和二九年四月一日までに生れた者。

受験手続
申込用紙請求先および申込先
福岡県人事委員会事務局
福岡市下川崎町二一五
(電)二九一三〇六七

郵便で送ることが難しい場合や、なお詳しいことをお知りになりたいときは、お近くの郵便局へお問い合わせください。

郵便番号は
正しく、はっきりと
(郵便局からのお知らせ)

・合格から採用まで
最終合格者は試験の種類、区分ごとに作成される採用候補者名簿に登録され、各任命権者からの請求に応じて成績順に推せんされます。任命権者はその中から採用(原則として六か月間は条件付採用)します。

・その他
試験についての問い合わせ先は福岡県人事委員会事務局にお問い合わせください。
(福岡県人事委員会)

保健所健康相談日 変更のお知らせ

筑紫保健所健康相談日が九月一日より次のように一部変更になります。

なお、毎週水曜日(午後)に

専門医師による精神衛生相談所が開設されますので、家庭の心配ごと、悩みなどのあるかたは利用されるようお知らせします。
(筑紫保健所)

受付時間	午前9時～11時	午後1時～3時	備考
月			水質検査(9時～11時)
火	乳児相談		水質検査(9時～11時)
水	一般健康相談 (フバルクラン反応第3水曜日)	精神衛生相談	水質検査(9時～11時)
木		妊娠相談 (第1・第3水曜日)	血球検査は第1・第3水曜日 (13時～15時)
金	一般健康相談 (BCGは第3金曜日)		母親教室は第1・第3木曜日